

泉原自治会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は「泉原自治会」(以下「自治会」と言う。)と称する。

(目 的)

第2条 自治会は、泉原地区内の生活、生産、文化、スポーツ等の諸活動を通して、集落をはじめ諸団体の活動を助長し、地域住民の親睦と融和を図るとともに、地域の発展向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 自治会の事務所は会長宅に置く。

(組 織)

第4条 自治会は次に掲げる個人・団体をもって組織する。

(1) 泉原地区居住者とし、原則として全員加入とする。

(2) 泉原地区内の各町内会

(事 業)

第5条 自治会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 行政機関および集落、諸団体における連絡調整と情報交換に関すること。

(2) 文化、スポーツ、レクリエーション、地域の福祉、環境整備等に関すること。

(3) 泉原集会施設・旧小学校施設等の管理運営に関すること。

(4) 泉原地区の振興発展に資する事業の調査、検討、立案に関すること。

(5) その他目的達成に関すること。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 庶務2名 会計2名 監事2名 方部代表各1名 部長4名

2 会長はこの会を代表しこれを総理する。

(行政委員会を除く)

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

4 庶務は会長の命によりこの会の事務を行う。

5 会計はこの会の会計を処理する。

6 監事はこの会の会計および業務執行状況を監査する。

7 方部代表は各方部を代表し、会員との連携を図りこの会の業務を遂行する。

8 部長は委員の統括と各部との連携を図りこの会の業務を遂行する。

(顧 問)

第7条 自治会に顧問をおくことができる。

(役員選任)

第8条 会長、副会長、および監事は総会において選出する。

2 庶務、会計および各部長は、会長が委嘱する。

3 役員に欠員が生じた場合は、役員会において選出し、次期総会において承認を受ける。

4 役員の選考については、別に定める役員選考細則による。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2期を限度とする。

2 欠員補充で選任したときは、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が決定するまではその職務を行う。

(会 議)

第10条 この会に次の会議をおき、会長が召集する。

総会

役員会

(総 会)

第11条 総会は次の事項を審議する。

(1) 役員の選出

(2) 決算の承認

(3) 事業計画の審議

(4) 予算の審議

(5) 規約の改正

(6) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は総会の決議事項に基づき、具体的な事業遂行に必要な事項を審議する。

2 会長は、役員会に地区内主要団体の代表者の出席を依頼する。

(議 決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する

(経 費)

第14条 この会の経費は、地区内居住者の会費及び補助金、及びその他の収入を持って充てる。

(部 会)

第15条 この会には、次の部会を置く。

企画部 スポーツ・文化部 育成部 環境・厚生部 行政部

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿等)

第17条 この会に次の帳簿を備える。

規約綴 予算・決算綴 会計経理簿 会議録 その他必要な簿冊

附 則

この会則は平成24年5月13日より施行する。

この会則の変更は平成26年4月13日より施行する。